

平成21年5月13日現在

研究種目：特定領域研究
 研究期間：2003～2008
 課題番号：15084202
 研究課題名（和文）「紛争」発生過程の研究—「問題」認知から「紛争」への展開とその要因
 研究課題名（英文） Study on the Process of the Occurrence of Disputes: Developments from Perceptions of Problems to Disputes and Their Determinants
 研究代表者
 村山真維（MURAYAMA MASAYUKI）
 明治大学・法学部・教授
 研究者番号：3015780

研究成果の概要：現代日本社会において過去5年間に成人男女が何らかの法律問題を経験する割合は約19%である。これは英国と比べても小さいとは言えない。また、相手方との接触も問題経験者の73%が行っており、接触を回避する一般的傾向は見られない（米国と同様、リスクのある場合には接触は避けられる）。紛争の発生も問題経験者の40%が経験しており少ないとは言えない。問題経験には多数の変数が有意に相関しているが擬似R²の値は小さく、予測変数としては大きな意味はない。相手方と接触するかどうかには、問題類型のほか、社会経済的要因や法接触経験、および状況的変数が有意に相関しているが、紛争発生の有無には、社会経済的要因は有意に相関していない。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2003年度	2,300,000	0	2,300,000
2004年度	67,500,000	0	67,500,000
2005年度	8,000,000	0	8,000,000
2006年度	2,700,000	0	2,700,000
2007年度	1,600,000	0	1,600,000
2008年度	1,500,000	0	1,500,000
総計	83,600,000	0	83,600,000

研究分野：法社会学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法律問題、紛争、紛争処理、民事司法、法律相談、弁護士利用、国際比較

1. 研究開始当初の背景

(1)わが国の法社会学は民事司法の分野を中心に研究が発展してきた。しかし、その主要部分は、外国における理論的研究の摂取と、外国でなされた経験的研究の日本における小規模な追試であったと言える。言い換えれば、「わが国における法現象はこのようなものである」ということを立論するに十分な経験的データは、裁判所が作成する司法統計以

外には存在しなかった。このため、わが国における法のあり方についての立論は、一般化の困難な小規模なデータか、時には印象論的なデータに基づいてなされる状況にあった。(2)他方で、わが国においても、次第に経験的な社会科学を志向する法社会学者が増加し、民事司法と紛争処理の分野において大規模な調査を行う人的環境が次第に整いつつあった。

(3)数年前から始まった司法制度改革においては、弁護士や裁判外の助言機関など、紛争処理のサービスを提供する側の意見は表明されたが、実はユーザーである一般国民の声はほとんど聞かれていない。国民がどのような法律問題を抱え、その解決のためにどのような行動を取っているかを明らかにすることは、今後さらに証拠に基づく司法制度の改革を行っていくために必要であると考えられた。

(4)また、英国を中心に英米法圏の諸国やオランダでは、司法へのアクセス（国民が問題処理のために裁判所や弁護士を利用するのがどのくらい容易であるか）を検討するための全国調査が1990年代後半以降行われるようになった。こうしたことから、従来しばしば日本人の特徴と言われてきた問題処理行動のパターンを、外国との比較によって検討する可能性も出てきた。

2. 研究の目的

これまでの小規模な研究の限界を打ち破り、現代日本社会において、国民がどのような民事の法律問題を経験し、その問題解決のためにどのような行動を取っているかについて、信頼できる全国的なデータを得ることが、本研究の中核であったが、その目的は以下の通りである。

(1)これまで日本人の特徴と言われてきたような行動パターンが本当に存在するのかわかり、また、問題処理行動がどのような要因によって影響されているかをも知ることによって、日本人の問題経験や問題処理行動についての理論的検討を飛躍的に発展させることができるであろう（理論的目的）。

(2)同時に、問題経験や問題処理行動についての理論的研究は、司法制度の将来における改革のためにも資することができる。国民にとって弁護士や裁判所利用への障害要因は何か、社会的弱者は法による援助を十分に受けているかといったことも明らかにすることができるからである（政策的目的）。

(4)また、わが国において大規模な全国調査に多数の法社会学者が参加することによって、経験的社会科学としての法社会学の飛躍的発展を、特に民事司法の分野において期待することができる。これによって、わが国の法社会学者が、日本のデータに基づいて理論的研究を行うことができるようになり、日本から海外への研究の発信が飛躍的に拡大する（学術的目的）。

3. 研究の方法

(1)米英における先行研究との比較可能性を

考慮に入れつつ、わが国独自の「法意識」に関わるデータの獲得も視野に入れ、問題経験から、最終的に裁判所利用に至る問題処理過程についての理論モデルを構築した。それは、問題経験、相手方との接触、紛争の発生、相談機関への相談（および弁護士への相談）、弁護士への委任、裁判所利用を従属変数とし、第1独立変数群（デモグラフィックな要因と社会的経済的要因）、第2独立変数群（個人の法意識や社会的態度などに関わる心理学的要因）、および第3独立変数群（経験された具体的な問題に対する当事者の態度・認識に関わる要因）を独立変数として、両者について量的なデータを得ることによって、現状を記述し、次に変数間の関連を明らかにしようとするものである。

(2)当初は、回答者の中から問題経験者をスクリーニングする第一次調査と、問題経験者にさらに問題処理行動について尋ねる第二次調査とを実施する予定であったが、2回の予備調査を実施した結果、問題経験者の出現率がそれほど高くなく、調査を分離することによって失われる回答者が多数にのぼると予想されたため、1回だけの本調査として調査を実施することとした。

(3)こうして2005年冬から春にかけて「紛争行動調査」を実施した。20歳以上70歳までの日本人男女を母集団とし、層化2段無作為抽出によって25,014人のサンプルを抽出した。紛争行動調査は、問題経験と問題処理行動、および第1・第3独立変数群に関わる「行動調査」と、第2独立変数群に関わる「意識調査」とから成る。前者は、調査員が訪問して面接によって実施し、後者は留置法によって実施した。双方を完了した回答者は12,408人、回収率は49.6%であった。

4. 研究成果

(1)回答者のなかで過去5年間に何らかの問題（法律上救済手段のある問題）を経験したと回答した人は2,343人、回答者の18.9%であった。わが国における問題経験者の割合は英国（イングランドとウェールズ）における問題経験者の割合と比較し必ずしも小さいとはいえないだけでなく、英国では金銭に換算できない問題が日本よりも多く、金銭に換算できる問題については、日本よりも係争額が小さい傾向が見られた。

何らかの問題を経験したかどうかについては、個人の年収（高いほど問題を経験しない）、教育程度（短大以上の学歴があると、義務教育の学歴の場合よりも問題を経験する傾向がある）、過去の法接触経験（弁護士依頼経験や裁判所利用経験があると問題を

経験する傾向)、法律勉強経験(勉強していると問題を経験する傾向)、仕事の種類(経営者などに比べ、家族従事者、主婦や無職者は問題を経験しない傾向)などの第1独立変数群内の変数と、第2独立変数群の一部の変数(消費者契約法に関心のあるほど、また裁判を起こすにはよほどの決心が必要と考えるほど、問題を経験する傾向があり、反対に、契約は何らかの役に立たない・裁判になったら裁判官に任せる・賠償交渉は家族や知人に任せることに賛成なほど、問題を経験しない傾向がある)が、ロジスティック回帰分析の結果、有意な変数であることが分かった。この分析結果は、社会階層的要因と法や紛争に対する態度のような心理学的要因とともに、物事を法的な視角から理解する枠組みがあるかどうか、問題経験の有無に影響していることを示している。

特に注意すべきことは、問題経験にこのように多数の変数が有意に相関しているにもかかわらず、Nagelkerke R^2 は0.092と極めて小さいことである。これは、上記の変数がいずれも問題経験の有無に対する予測変数としては大きな意味を持たないことを示している。言い換えれば、問題経験をするかどうかについては、性別、年齢や社会経済的要因、および意識や態度などの心理学的要因はあまり重要性を持たず、本調査の理論モデルの外にある要因によってか、あるいは偶然に近い結果として生じていると言えるであろう。(2)相手方との接触は、問題経験者の73.3%が行っている。そのうちの92%は、問題当事者が相手方と会って、あるいは電話・手紙で直接接している。相手方と接触しなかった問題経験者は25.7%、相手が不明のため接触しなかったのは3.7%であり、相手方が分かっていたが接触しなかったのは22.0%である。

問題経験者の73%が相手方と接触しているというこの割合は、1980年に米国で行われた調査結果と比較しても小さなものではない(米国の割合は72%)。少なくとも、日本では問題経験者が相手方との接触を遠慮したり避けたりする顕著な傾向があるとは言えないことをこの調査結果は示している。

相手方と接触するかどうかのロジスティック回帰分析によれば、教育程度、個人の年収、過去の弁護士依頼経験、居住地の都市度、警察官とのコネ、問題類型、裁判や弁護士に対する態度などが有意に相関しているほか、多くの状況的変数(法律関連性の意識、問題の社会的重大性、誰に責任があるか明確か、誰に要望すればよいか分かっているか、望む解決が得られる見込みがあるか、金銭費用が

気になるか、自分の時間が取られることが気になるか、費用時間以外の精神的負担、問題発生についての周囲の目が気になるか、問題解決のうで周囲の目が気になるか)が相手方との接触の有無に有意に相関している。また、Nagelkerke R^2 は0.644と極めて高く、この回帰分析に用いられた独立変数を予測変数とした理論モデルを構築できる可能性が高い。ただし、上記の独立変数群の相関の方向は必ずしも一貫しておらず、さらに掘り下げた検討が必要である。

(3)本研究において「紛争」とは、問題経験当事者と相手方の主張の食い違いの存在であると定義した。この意味での紛争は、問題当事者が必ずしも相手方に接触しなくても、相手方が自分の主張とは異なる考えを持っていることが分かっている場合には存在することになる。相手方と接触し主張を行うことが問題当事者にとって高いリスクを伴うことがある場合には、このように紛争がいわば潜在化することもある。問題経験者の8.6%がこのような潜在的紛争を抱えていた。

相手方に接触した後、紛争になるかどうかについては、デモグラフィックな変数や、社会経済的変数は有意な相関を示していない。紛争が生じたかどうかのロジスティック回帰分析によれば、問題類型(消費者問題を基準とし、不動産賃貸借と民間保険の問題はプラスに、事件事故と金銭貸借はマイナスに相関)、相手方の正しさ(マイナス)、および司法関連窓口への相談(プラス)が有意に相関しているほか、状況的要因もコスト意識と主観的重大性がプラスに、責任・宛先の明晰性がマイナスに相関している。なお、状況的要因のこれらの変数は、14変数を因子分析にかけて取り出した4因子のなかの3因子である。この回帰モデルのNagelkerke R^2 は0.309である。

(4)相手方との接触の有無と紛争の発生の有無に有意に相関している変数のなかで、因果の向きが必ずしも明確でないものがある。第2独立変数群と第3独立変数群に含まれる変数がそれである。これらの変数については、個別に効果の方向を検討し、そのうえでこれらの変数を含む因果モデルを構築する必要があり、現在その検討を進めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

- ①村山真維「わが国における弁護士利用パターンの特徴—法化社会における紛争処理と民事司法：国際比較を交えて」法社会学、

70号、23-46頁、2009年、査読無

- ② MURAYAMA, Masayuki, "Experiences of Problems and Disputing Behaviour in Japan," *Meiji Law Journal*, Vol.14, 2007, 1-59, 査読無
- ③ Sugino, Isamu, and Masayuki MURAYAMA, "Employment Problems and Disputing Behavior in Japan," *Japan Labor Review*, Vol.3, No.1, 51-67, 2006, 査読無

[学会発表] (計13件)

- ① MURAYAMA, Masayuki, "Who Use Lawyers? Social Connections and the Japanese 'Legal Service Market,'" International Sociological Association Research Committee on Sociology of Law (以下ではRCSLと略記), July 10, 2008, Milan (Italy)
- ② SUGINO, Isamu, "The Occurrence of Disputes: Problem Type Differences and Generating Factors in Japan," RCSL, July 10, 2008, Milan (Italy)
- ③ MURAYAMA, Masayuki, "Japanese Disputing Behavior Reconsidered," The First International Conference on Empirical Studies of Judicial Systems, June 22, 2008, Academia Sinica, Taipei (Taiwan)
- ④ MURAYAMA, Masayuki, "Expansion of Legal Service Network-The Role of Legal Advice Centers," Law and Society Association, May 31, 2008, Montreal (Canada)
- ⑤ 村山眞維「法化社会における紛争処理と民事司法—国際比較を交えて」日本法社会学会、2008年5月11日、神戸大学
- ⑥ MURAYAMA, Masayuki, "Convergence from the Opposite Directions?—Characteristics of Japanese Divorce Law in a Comparative Perspective," The 2008 Sho Sato Conference on Japanese Law: Japanese Family Law in Comparative Perspective, March 7, 2008, School of Law, UC Berkeley (U.S.A.)
- ⑦ 村山眞維「法律問題と司法へのアクセス」司法アクセス学会、2007年12月8日、弁護士会館、東京
- ⑧ MURAYAMA, Masayuki, "Value Attitudes, Problem Experience and Disputing Behavior: Japanese Disputing Behavior Reconsidered," International Conference on Socio-Legal Studies, July

26, 2007, Humboldt University, Berlin (Germany)

- ⑨ 村山眞維「紛争行動調査のリサーチデザインと調査実施の状況」日本法社会学会、2007年5月12日、新潟大学
- ⑩ 杉野勇「就業上のトラブル経験について」日本法社会学会、2007年5月12日、新潟大学
- ⑪ MURAYAMA, Masayuki, "Disputing Behaviour in Comparison," International Sociological Association World Congress, July 28, 2006, Durban (South Africa)
- ⑫ SUGINO, Isamu, "Employment Problems and Disputing Behavior in Japan," International Sociological Association World Congress, July 28, 2006, Durban (South Africa)
- ⑬ MURAYAMA, Masayuki, Satoshi Minamikata, Ryo Hamano, Keiichi Ageishi, Isamu Sugino, Ichiro Ozaki and Takaaki Ogata, "Legal Problems and Their Resolution-Disputing Behaviour in Japan," RCSL, July 12, 2005, Paris (France)

[図書] (計4件)

- ① MURAYAMA, Masayuki, Robbins Collection (School of Law, UC Berkeley), "Convergence from the Opposite Directions?—Characteristics of Japanese Divorce Law in a Comparative Perspective," in Harry N. Scheiber and Lauren Mayali (eds.), *Japanese Family Law in Comparative Perspective*, 2009 (forthcoming) [原稿入稿済]
- ② MURAYAMA, Masayuki, Emerald Group Publishing Limited, "Expanding Access to Lawyers: The Role of Legal Advice Centers," in Rebecca L. Sandefur (ed.), *Access to Justice*, 2009, 167-201.
- ③ 村山眞維、商事法務研究会「問題経験と問題処理行動の国際比較—日米英のデータから—」小島武司先生古稀記念論文集、2008年、1119-1149.
- ④ 村山眞維・松村良之(編)、有斐閣学術センター、『民事紛争全国調査・紛争行動調査基本集計書』2006年、総445頁

[産業財産権]

- 出願状況 (計0件)
- 取得状況 (計0件)

[その他]
ホームページ等
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~ilss/tokutei.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

村山眞維 (MURAYAMA MASAYUKI)
明治大学・法学部・教授
研究者番号：30157804

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

尾形隆章 (OGATA TAKAAKI)
千葉大学・文学部・教授
研究者番号：80125913

杉野勇 (SUGITA ISAMU)
お茶の水女子大学、文教育学部・准教授
研究者番号：80291996